

葛飾区DX推進支援業務委託提案募集要項

葛飾区DX推進支援業務委託に関する契約を締結するに当たり、下記のとおり提案募集します。

記

1 概要・目的

近年、業務フローの再整理や業務見直し（BPR）を必要とする手続オンライン化や各個別業務のDX化など全庁の様々な業務においてDXの推進が求められるとともに、DX推進に伴って発生する日常的な定型作業や問合せ対応などが増加しており、こうした業務の効率化も求められている。また、区民サービス向上や内部業務省力化につながるノーコードツールの活用やデータ利活用、さらに新技術等の導入や検証なども、本区のDX推進においては喫緊の課題となっている。こうしたことから、専門事業者の支援を受け、庁内DXを強力に推進していく必要がある。

また、区の関係事業者や関係団体のDX推進やセキュリティ確保などについても、現在それぞれの所管部署が行っている支援策について、DXを所管する部署として統一的な観点からアドバイスを行うなど、コンサルタント支援機能の強化を図る必要がある。

2 業務概要

(1) 件名

葛飾区DX推進支援業務委託

(2) 業務内容

ア 庁内DX推進支援

- (ア) 手続オンライン化支援
- (イ) 導入済ツール操作・活用支援
- (ウ) DX推進環境醸成支援
- (エ) 庁内定型作業、ヘルプデスク業務
- (オ) 新技術等導入・検証支援

イ 庁外DX推進支援

- (ア) 展示会の実施
- (イ) 事前相談の実施
- (ウ) 伴走支援

※詳しくは、別紙1「葛飾区DX推進支援業務委託仕様書(案)」を参照すること。

3 履行期間

契約日の翌日から令和10年3月31日まで

4 提案限度価格

283,770,400円（うち令和7年度分97,429,600円）

※消費税及び地方消費税額を含む。

※提案限度価格は、区議会において審議される予算の成立をその条件とする。

なお、令和7～9年度までの債務負担行為設定を予定している。

※実際の契約金額は、各年度の業務内容を精査したうえで決定する。

5 参加資格

提案書の提出者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 葛飾区における競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 葛飾区契約事務規則（昭和39年葛飾区規則第7号）に基づく出入禁止又は葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準（平成21年3月31日20葛総契第339号区長決裁）に基づく指名停止（指名保留）期間中でないこと。
- (4) 葛飾区契約におおける暴力団等排除措置要綱（平成24年10月29日24葛総契第539号区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 全ての税について滞納がないこと。
- (6) 東京都、特別区又は人口40万人以上の自治体（令和6年4月1日現在）において、令和2年度から令和6年度までの5年間のうち、DXおよびBPR推進支援業務の実績があること。なお、契約時期は問わず、複数年度契約等であってもその契約期間中に該当年度の業務実績があれば対象とする。また、契約形態については直接契約に限らず再委託も対象とする。
- (7) 本業務の実施体制について、(6)の業務を担当した者が参加できること。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

6 参加受付

(1) 受付期間

令和7年1月16日（木）から2月10日（月）午後5時必着

※参加申込みに関して質問がある場合は、同年1月29日（水）午後5時までに葛飾区ホームページに掲載されている質問フォームから行うこと。回答は、質問者に対して電子メールで個別に行う。なお、参加申込みに関する質問以外には回答しない。

(2) 提出書類・提出先

次の内容について、葛飾区ホームページに掲載されている申込みフォームから

必要書類を提出すること。なお、提出書類の各様式は、申込みフォーム及びホームページからダウンロード可能。

ア 参加申込書（様式1）

イ 受託業務実績一覧（様式2）

※契約書（業務内容・履行期間・契約相手方が分かる部分）の写しを添付すること。

※契約書においてDXおよびBPR推進支援業務を実施している内容が確認できること。

※再委託で実施した業務においても、同様の内容が書面で確認できること。

ウ 業務ごとのプロジェクトリーダー、業務担当者一覧（様式3）

※「5 参加資格」の対象となる実績、経験を全て記載すること。

7 提案書の提出者の選定（第一次選考）

提案書が多数に上る場合は、「5 参加資格」を満たした事業者の中から別紙2「評価基準」により、業務実績及び実施体制を選定委員会において評価（第一次選考）する。一定水準を満たした上位3者程度を選定し、その後提案書の提出及びプレゼンテーション（第二次選考）を実施する。選定結果については、いずれの場合も自己の結果のみを各提案者に書面及びメールで通知し、選定結果及び評価内容に対する問い合わせには応じないものとする。

（令和7年2月19日（水）に発送予定）

8 提案書の作成

以下の項目に沿って提案書を作成すること。本委託業務の内容は別紙1「仕様書（案）」を想定しているが、独自に提案があれば提案限度額内で追加も可とする。この提案はプロポーザルにおける選考要素の一つであり、本委託で採用されるとは限らないが、追加提案に記載したうち、区が指定したものは実施すること。

提案書はこれまでの経験を基に自由に記載することとし、様式等は「9 提案書等の提出（2）提出書類」を参考に作成すること。

（1）本委託業務の提案書

下記に示す項目について、具体的に提案すること。作成に当たっては、参考資料を確認のうえ、別紙2「評価基準」に記載の評価項目を踏まえた内容となるように記載すること。なお、別紙2「評価基準」に記載のない項目は評価しない。

【提案書目次】

1 基本的事項

1. 1 業務の基本的な考え方・取組概要
1. 2 国や東京都、自治体におけるDX推進の動向
1. 3 葛飾区におけるDX推進の現状分析

2 業務提案

2. 1 庁内D X推進支援

2. 1. 1 手続オンライン化支援

2. 1. 2 導入済ツール操作・活用

2. 1. 3 D X推進環境醸成支援

2. 1. 4 庁内定型作業、ヘルプデスク業務

2. 1. 5 新技術等導入・検証支援

2. 2 庁外D X推進支援

2. 2. 1 展示会の実施

2. 2. 2 事前相談の実施

2. 2. 3 伴走支援

3 プロジェクト管理

3. 1 業務スケジュール

3. 2 プロジェクト管理の手法や効率的な業務の執行方法

3. 3 事業者と区の役割分担

4 追加提案

(2) 見積書

本業務の内容を踏まえ、見積書（見積額の内訳及び積算方法を明記すること）を作成すること。見積額は、提案限度価格の範囲内とし、超過した場合は失格とする。

※参考資料

【参考資料1】 かつしかD Xの戦略的取組

【参考資料2】 葛飾区D X推進における現状と課題

9 提案書等の提出

(1) 受付期間

令和7年2月19日（水）から3月10日（月）午後5時まで

※受付期間内に必着していること

(2) 提出書類

以下の書類について、目次と頁をつけてPDFデータで提出すること。本文のフォントサイズについては12ポイント以上とする。また、図表についても12ポイント以上とする。なお、ア、イ共に社名等会社が特定される表記があるもの、ないものを各1部ずつ提出する。

ア 提案書 1部

A4判（横）サイズ、20頁以内とする。（表紙・目次は含まない）

イ 見積書（様式自由）A4判（縦）サイズ 1部

(3) 提出先

選定された事業者あてに通知する提出フォームから提出すること。

10 質問の受付及び回答

- (1) 提案書に係る質問は、質問書（様式5）に記入し、令和7年2月19日（水）から2月27日（木）午後5時までに質問フォームから行うこと。質問事項は簡潔に記載すること。
- (2) 電話での質問は応じないこととする。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合、区は質問者へ電話又はメールで問い合わせをする。その場合の回答はメールで行う。
- (3) 質問事項の回答は、令和7年3月4日（火）までに全参加者にメールで通知する。

11 提案内容に関するプレゼンテーションの実施（第二次選考）

(1) プレゼンテーションの実施

提案内容に関するプレゼンテーションを実施する。なお、日程等については、提案者へメールで通知する。実施方法は以下のとおりとする。

ア 時間

プレゼンテーションの時間は40分間とする。

（資料説明20分、質疑応答20分）

イ 方式

プレゼンテーションは、事前に提出された提案書に基づき実施する。特に、別紙2「評価基準」にある「業務の理解度」「提案内容の的確性」「業務の遂行能力」「追加提案」について重点的に説明すること。なお、プレゼンテーションでは、資料投影を行わない。内容は、提出済の提案書の内容に限るものとし、新たな提案などは認めない。

ウ 参加人数

参加人数は、「5 参加資格」に記載する人物を含め5人以内とする。実際に当該業務を担当する予定のプロジェクトリーダーが資料説明し、質疑応答をすること。

(2) 提案書記載内容の確認

提案者は、提出された提案書の内容について、本区から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。区からの質問事項の送付及び回答は、メールで行うものとする。

12 最優秀提案者の決定等

- (1) 提案内容等を別紙2「評価基準」により総合的に審査し、一定の水準を満たした者を優秀提案者とする。
- (2) 得点上位の優秀提案者から順位付けをした上で、選定委員会の合議により最優秀提案者を決定する。

- (3) 最も高い評価点が2者以上あるとき（同点）の場合は、見積金額により最優秀提案者を決定する。
- (4) 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に書面及びメールにて通知する。
- (5) 選定の経過及び結果（最優秀提案者・優秀提案者名、評価結果等を含む。）については、契約締結後、葛飾区ホームページへの掲載等により公表する。
- (6) 審査内容に関する問い合わせには、応じないものとする。

13 最優秀提案者の決定時期

令和7年3月下旬

14 契約の締結等

- (1) 葛飾区DX推進支援業務委託の契約については、最優秀提案者と締結する。
- (2) 契約時期は、令和7年4月を予定している。
- (3) 辞退又は特別な理由により最優秀提案者と契約締結ができない場合は、「12 最優秀提案者の決定等（2）」で順位付けをした優秀提案者の順に契約交渉をする。

なお、契約を辞退したことにより、以降の選定、競争入札に不利益な取扱いを受けるものではない。

15 その他留意事項

- (1) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失う。
- (2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提出書類は、返却しない。
- (4) 区は提出された提出書類について、業者の選定以外に提出者に無断で使用しないこととする。
- (5) 提出書類およびプレゼンテーションの内容は情報公開の対象となる。ただし、明らかに法人等に不利益を与えると認められるもの等については、非公開とする。
- (6) 提出された提案書等の公開非公開については、提案書の提出者に対し、公開する場合における不利益の有無、程度等について、事前に十分な確認を行ったうえで決定する。
- (7) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

16 募集から業者決定までのスケジュール

1月16日（木）	ホームページで公表
1月16日（木）～2月10日（月）	参加申込受付期間
1月16日（木）～1月29日（水）	質問受付期間

2月 3日 (月)	質問回答期限
2月 19日 (水)	提案書提出者決定通知 (第一次選考)
2月 19日 (水) ~ 3月 10日 (月)	提案書提出期間
2月 19日 (水) ~ 2月 27日 (木)	質問受付期間
3月 4日 (火)	質問回答期限
3月 21日 (金)	第二次選考 (プレゼンテーション)
3月下旬	選考結果通知

17 提出先・問合せ先

葛飾区政策経営部DX推進課DX推進係 担当 結城、田口、佐藤
〒124-8555
東京都葛飾区立石五丁目 13 番 1 号
総合庁舎 3 階 335 番窓口
電話 03 (5654) 8610 (直通) mail : digital@city.katsushika.lg.jp